

平成26年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書

(平成27年2月10日閣議決定)

(女性の活躍推進関係部分) (抄)

施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築等	「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について検討する。さらに、認定の仕組みやインセンティブの付与などの実効性を確保するための措置を検討し、平成26年度中に結論を得て、国会への法案提出を目指す。	<p>平成26年臨時国会に、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を提出した。</p> <p>(参考：実行計画2015) 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求めるべく、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	内閣総理大臣 (女性活躍担当大臣) 厚生労働大臣
働き方に中立的な税制・社会保障制度・配偶者手当への見直し	女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、平成26年末までに総合的に検討する。	平成26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、総理より関係大臣に対して、総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示し	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 総務大臣

	<p>た。人事院に対しても検討を要請した。</p> <p>税制については、平成26年11月、政府税制調査会総会において、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理」が取りまとめられ、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要と示された。</p> <p>社会保障制度については、社会保障審議会年金部会等において、平成28年10月の被用者保険の適用拡大を更に前へ進めるためにどのようなことができるか等について検討を行っている。</p> <p>配偶者手当については、平成26年12月、政労使会議において、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」が取りまとめられ、女性が働きやすい制度等への見直しの項目の中で、官の見直しの検討にあわせて、労使は、配偶者手当の在り方の検討を進めることができた。</p> <p>今後、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、女性が働きやすい制度等への見直しに向け、内閣府が関係省庁の検討状況をフォローアップする予定。</p>	財務大臣 厚生労働大臣	
企業における女性登用の「見える化」	有価証券報告書における役員の女性比率の記載を義務付けるとともに、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にお	平成26年10月に企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を公布した。これを受け、次の株主	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(男女共同参画))、

	<p>いて、企業による役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう、金融商品取引所に要請する。</p> <p>また、政府において、女性の登用状況等に関する企業情報を一元化することで総合データベース化を図り、企業の女性活躍に向けた取組を推進する。</p>	<p>総会シーズン以降、有価証券報告書等で役員の女性比率等が記載される予定。「コード・ガバナンスに関する報告書」については、今後、金融商品取引所に要請する予定。</p> <p>また、女性の登用状況等に関する企業情報の総合データベース化を図り、女性の活躍推進に積極的な企業に対する求職が増えるように環境整備を図るための所要の経費を平成27年度予算案に盛り込んだ。</p>	内閣府特命担当大臣（金融） 厚生労働大臣
女性のライフステージに対応した活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度までの时限立法であり、企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための強力なツールの1つである次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）について、同法の10年間の延長、新たな認定制度の創設等を内容とした必要な法的措置を速やかに講じる。 育児休業中の経済支援を強化するための必要な法的措置を速やかに講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年通常国会で次世代育成支援対策推進法の改正法が成立し、同法の10年の延長や新たな認定制度の創設等を図った。 平成26年通常国会で雇用保険法の改正法が成立し、育児休業給付の充実（休業開始後6ヶ月につき休業開始前賃金の50%→67%）を図った。 	厚生労働大臣
「放課後子ども総合プラン」の策定等	いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して、「放課後子ども総合プラン」を平成26年年央に策定する。その際、学校施設の徹底	平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、文部科学省と厚生労働省連名で地方自治体に通知を発出した。また、平成26年11月に次世代育成支援対策推進法に	文部科学大臣 厚生労働大臣

	<p>活用等、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、平成26年度中に次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し、自治体に計画の策定を求める。</p>	<p>基づく「行動計画策定指針」を改正し、地方自治体に対し平成26年度内の計画策定を求めている。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設の徹底活用など、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、平成26年11月に改正した次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「行動計画策定指針」により、自治体に平成26年度内の計画策定を求める。</p>	
「待機児童解消加速化プラン」の推進	<p>平成25・26年度で約20万人分、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。このため、平成25年度中に「待機児童解消加速化計画」の第2次採択を行う。その後も、地方自治体における実施可能な事業の拡大に応じ、随時採択を行う。</p>	<p>「待機児童解消加速化プラン」の推進により、平成25・26年度で約19.1万人分の保育拡大量を確保した(平成26年5月末時点)。また、平成26年3月及び7月に「待機児童解消加速化計画」の追加採択を行い、その後も、地方自治体における実施可能な事業の拡大に応じ、随時追加採択を行っている。</p> <p>※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量 約20.1万人</p> <p>(参考：実行計画2015)</p>	厚生労働大臣

		平成 25・26 年度の 2か年で約 20 万人分(児童人口の減少等による定員減少を加味すれば約 19 万人分)、平成 27 年度からの 3か年で約 20 万人分(上記の減少を加味すれば約 21 万人分)の保育の受け皿を確保することで、平成 29 年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約 40 万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。	
保育士確保対策の着実な実施	平成 26 年内を目途に国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示した工程表を「保育士確保プラン」として策定する。	子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえ、平成 27 年 1 月に、平成 29 年度末までに 46.3 万人の保育士を確保するという数値目標、必要な支援策等を示した「保育士確保プラン」を取りまとめた。	厚生労働大臣
「子育て支援員（仮称）」の創設	地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員（仮称）」として認定する仕組みを子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年 4 月）にあわせて創設する。	平成 26 年 8 月に「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」を立ち上げ、研修科目等について、平成 26 年 12 月に取りまとめた。 (参考：実行計画 2015) 地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験等が豊かな地域の人材が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みを子ども・子育て支援新	厚生労働大臣

		制度の施行（平成 27 年 4 月） に併せて創設する。	
屋外階段設置 要件の見直し	国が定める認可保育所の設備基準における屋外階段設置要件（保育室が 4 階以上の場合）の見直しについて、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」において検討し、平成 25 年度中に結論を得る。	平成 26 年 4 月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改正し、屋外階段設置要件を見直した。平成 27 年度からは、当該改正に基づく新たな避難用の設備要件に基づき、保育所の認可を行うとともに、認可外保育施設である事業所内保育施設に対して助成する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金についても、当該改正後の要件を踏まえ支給することとしている。	厚生労働大臣